

令和 2 年 12 月

## 代金取立規定の改定のお知らせ

お客さま 各 位

豊橋信用金庫

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。  
さて、当金庫は、令和 3 年 2 月 1 日付で代金取立規定を改定することとしましたのでお知らせ  
します。  
なお、改定後の本規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。  
誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 改定する規定  
代金取立規定
2. 改定日  
令和 3 年 2 月 1 日（月）
3. 改定内容  
「規定の変更」条項の追加

1 1. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

豊橋信用金庫 業務部

電話番号：0532-57-7109